



JBS フラッシュニュース

2020年10月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

今月号の内容

各位

インドではコロナ感染者数は10月末時点で800万人を突破しました。一時10万人を超える勢いであった一日当たりの感染者数は5万人前後に減少しました。これまで感染者の多かったマハラシュトラ州やインド南部の州では感染者数が減少している一方、デリーでは1日当たりの感染数が5千人の大台に到達しました。税務関連では、当初10月、11月は税務申告の期限でしたが、インド政府はコロナ状況を鑑みて12月、2021年1月に期限を延長することを発表しました。税務裁判の目立った判決では配当分配税(DDT)の還付についての判決が下されています。また平衡税の申告に関する様式について新たな発表もなされました。詳細はフラッシュニュースをご高覧ください。

1. デリーITATは租税条約と配当分配税の関係について判決を下す
2. インド直接税当局(CBDT)は、電子商取引による供給及びサービスに関する平衡税(Equalisation Levy)を実施するための規則を改正
3. インド直接税当局(CBDT)は、Vivad Se Vishwas (VSV) Actによる最終申告日を通知のうえ納税の期限を延長

1. デリーITATは租税条約と配当分配税の関係について判決を下す

15 October 2020

このタックス・アラートは、Giesecke & Devrient (India) Pvt Ltd (納税者)に関する最近のデリーITATの判決をまとめたものです。

インド企業である納税者は、ITATでの審判手続きの間、ドイツにおけるその持株会社に支払われた配当に関して、インド税法(ITL)に基づく配当分配税率を印独租税条約第10条に基づいて定められた税率に制限することができるかどうかについて、追加的な反論を提起しました。

ITATは、インド税法の立法経緯と規定内容に留意した上で、租税条約の条件が満たされた場合には、株主に支払われる配当に係る配当分配税率をドイツの租税条約に規定された税率に制限する必要があると判断しました。

ITATは、ドイツ租税条約に基づく配当課税の税率を検討する際には、配当分配税が支払企業の債務であるということは関係がないと指摘しました。配当分配税は「支払会社に課税される」もので「株主に課税される」ものではないとしても、実質的に株主の配当収入に対して課税されています。配当分配税の立法経緯からして、配当分配税は、管理上の便宜とコンプライアンス事務負担の軽減のために、支払会社から標準的な税率で配当所得に対する税金を徴収しているに他ならないとしています。また、ドイツ租税条約は、配当分配税が1997年に導入される前の、1996年に通知されているため、租税条約を一方的に変更する国内法の改正は許されません。

更に、納税者に有利な判決を下す一方で、配当所得の受益所有者がインドに恒久的施設(PE)を有しており、所得がそれと実質的に関連しているかどうかの事実関係を確認するという限定的な目的で、ITATは税務当局に本件を差し戻しました。関連している場合には、ドイツ租税条約に基づく軽減税率は適用されません。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

2. インド直接税当局(CBDT)は、電子商取引による供給及びサービスに関する平衡税(Equalisation Levy)を実施するための規則を改正

29 October 2020

デジタル・エコノミーへの課税措置として、2016年6月1日に平衡税(Equalisation Levy)が2016年財政法を通じて導入されました。オンライン広告および関連サービスのためにインド非居住者に支払いを行う特定の事業者に対して、対価総額に対して6%を控除する義務が課されました(Ad EL)。一方、2020年財政法は、2020年4月1日から平衡税の範囲を修正しました(ESS EL)。これは一定の条件下で特定の人物に提供されるEコマースによる供給またはサービスに対して非居住者Eコマースオペレーターが受け取る/受け取るべき対価を対象とするための修正です。ESS ELは、非居住者Eコマースオペレーターが受け取る対価に対して2%が支払われることになっています。Ad ELとは異なり、ESS ELの支払義務は非居住者のEコマースオペレーターにあり、非居住者Eコマースオペレーターは四半期ごとにELを納付し、年次報告書を提出する必要があります。

また、Ad EL規定を実施するため、2016年5月27日にデジタル課税ルール2016(ELルール)がCBDTによって発行されました。これは、平衡税の支払い方法、年次報告書の様式、不服申立て時の様式について制定されました。新たなESS EL規定に対処すべく、従来のAd ELの規定と様式は、ESS ELにも適用ができるようにELルールは修正され、2020年10月28日にCBDTから通達が行われました。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

3. インド直接税当局(CBDT)は、Vivad Se Vishwas (VSV) Actによる最終申告日を通知のうえ納税の期限を延長

28 October 2020

CBDTは、2020年10月27日付通達 No.85/2020(Notification)を発行し、2020年Vivad Se Vishwas Act (VSV)法による申告期限として2020年12月31日をSunset dateとしました。

さらに通達ではVSVによる税金納付の期限は2021年3月31日まで延長するとしています。これは通達が未発行ですが、納付が2021年4月1日以降となる場合、10%の追加額の支払いが必要とされます。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。